



つくばみらい市告示第63号

つくばみらい市役所伊奈庁舎内多機能端末機取扱要綱を次のように定める。

令和6年4月24日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市役所伊奈庁舎内多機能端末機取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、つくばみらい市役所伊奈庁舎内に設置する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 多機能端末機は、つくばみらい市役所伊奈庁舎1階に設置する。

(利用方法)

第3条 来庁者が多機能端末機の複写機能を利用する場合は、多機能端末機に備付けの課金装置に必要な利用料金を投入し、自ら多機能端末機を操作して、これを利用するものとする。

(利用時間及び利用停止日)

第4条 多機能端末機の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 多機能端末機の利用停止日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の定める日とする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)

)

(3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで。ただし、前号に掲げる日を除く。)

3 市長は、多機能端末機の保守点検その他必要があると認めるときは、多機能端末機の利用を停止することができる。

(利用料金)

第5条 市長は、多機能端末機を利用し複写を行った者（以下「利用者」という。）から複写に要する利用料金を徴収するものとし、その額は次のとおりとする。

(1) 白黒複写1枚につき10円

(2) カラー複写1枚につき50円

2 多機能端末機の故障を除き、利用者の誤操作等による複写に要する利用料金は、利用者の負担とする。

3 前各項の規定により徴収した利用料金は、返還しない。ただし、市長が返還することが適当であると認める場合は、この限りではない。

(徴収料金の処理)

第6条 現金取扱員は、料金を集計の上、会計管理者へ雑入として納入する。

第7条 多機能端末機の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、多機能端末機の利用を制限し、又は中止させることができる。

- (1) 公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 公務に支障があると認められるとき。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。